

平成 23 年調査実施計画 WG における検討状況

平成 23 年調査実施計画 WG (第 7 回) (平成 20 年 2 月 19 日開催) の検討状況は、以下のとおり。

1. 「経済センサス企画会議」(第 6 回)における指摘事項について

(1) 取引関係の把握

取引関係について、同一企業内か、企業グループ内かなどを把握することが必要ではないか

売上高を事業所単位で把握する場合、企業内の他の事業所に提供した財・サービスのうち売上の対価が発生しない取引が仮想的に把握されることがある。

そのため、取引関係が同一企業内か企業グループ内かなどを把握することは意義がある。

対価の発生しない取引は、売上高を法人企業全体で把握すれば集計されることはない。

一方、取引先が企業グループ内の場合、取引関係を把握することに意義はあるが、同時に企業グループの名簿整備も必要ではないか。

今後の検討課題とした。

(2) 調査日

従業者数を調査日現在で調査すると、調査日の曜日によってアルバイト等の人数把握に影響があるのではないか

サービス業などにおいては、曜日によって従業者数が変動することがある。

常用雇用者、臨時雇用者などの定義・概念を明確にすることで、従業者の的確な把握は可能であるが、調査日の曜日による変動には対応できないのではないか。

従来から調査日現在で従業者数を把握しており、調査日が休日になったこともあったが、従業者数に大きな影響はないと理解している。

従業者や調査日の定義・概念については、経済センサス固有の記述方法ではなく一般的な記述が好ましい。

従業者数の把握は、常用雇用者、臨時雇用者などの定義・概念を明確にし、調査日現在とする。

事務局から、調査日を「平成 23 年 7 月 1 日」と提案

調査日を「平成 23 年 7 月 1 日」とした上で、平成 23 年 3 月～5 月の期間、統一地方選挙事務が集中するため、地方の経済センサスに係る事務負担軽減の検討を行うこととした。

2. 集計事項について

(1) 「出向・派遣の受入者」を「受入出向者」と「受入派遣者」に分割

「受入出向者」と「受入派遣者」を区別して把握するためには、「派遣者」を「労働者派遣法でいう派遣労働者」の定義に従って的確に把握する必要があるが、企業側は報告が可能なのか。

企業ヒアリング、試験調査等を踏まえて検討することとした。

(2) 部門別従業者数の把握

従業者を「技術部門」や「開発部門」などの機能部門別に調べて集計することは、生産性の計測などに有益な情報である。

部門別職種は、導入している企業が一定規模以上など限定的あり、把握が困難ではないか。

今後の検討課題とした。

(3) 経理項目、従業者数以外の集計事項

輸送活動を自家輸送で行うかアウトソーシングするかは付加価値に影響を及ぼすため、「自家用貨物自動車の保有台数」などを把握することは重要である。

自社ビルか否かの情報などが母集団情報として整備されることは、的確なサンプリングができることにより調査効率が高まることから重要である。

「eコマース」や「エネルギー分野」、定義が難しいが「観光」に関する項目も併せて検討して欲しい。

経理項目、従業者数以外の集計事項については、上記の事項を中心に今後の検討課題とした。

3. その他

今回をもって WG での検討に区切りをつけること、また、残された課題については、新年度に新しい体制の下で進めていくこととした。